

TC

令和4年度

浜松市の市税のすがた

～ 令和3年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

I	浜松市の税のあらまし	3
1	はじめに	3
2	浜松市の税	4
3	令和3年度市税の決算状況	9
(1)	収入額の状況	9
(2)	収入率の状況	11
(3)	滞納繰越額の状況	12
(4)	滞納繰越額の推移	13
(5)	不納欠損処理の状況	14
<参考>	令和4年度市税予算の概要	15
II	統計からみた浜松市の税	16
1	過去5年間の決算の特徴	16
(1)	税目別収入額の推移	16
(2)	収入額、収入率の推移	20
III	持続可能で安定的な税務行政への取組	22
1	収入率向上への取組	22
2	市税滞納削減アクションプラン	23
3	令和3年度取組	24
(1)	税収確保に向けた挑戦	24
(2)	新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦	28
4	令和3年度の実績	31
(1)	個人市民税納期内収入率	31
(2)	累積滞納額	31
(3)	現年分収入率	31
IV	国・県との関わり	32
1	国と地方の税体系	32
2	市域内税収について	33
3	国に対する要望活動	34
4	国との連携（主な取組）	35
5	県との連携（主な取組）	38

<注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。
QRコードの商標は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

市民税（個人・法人）、固定資産税等の市税は、令和3年度浜松市一般会計決算で歳入額の約37%を占めます。市税は、保健福祉・教育・まちづくりをはじめ、様々な市民サービスを継続的に提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただくものであり、公平で適正な賦課徴収を行うことが重要です。

本市では、平成19年度（2007年度）以降、「市税滞納削減アクションプラン」に基づき、収入率向上・滞納額削減に向けた様々な取組を行ってきました。

令和元年度には、「第5次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、これまでの対策に加え、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めています。

制度改正はもとより、第4次産業革命によるICTやAIの大幅な進展、人口減少・少子高齢化の進行、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響など市税を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中でも持続可能なまちづくりを進めていくため、デジタルの力を最大限に活用した取組や限られた行政資源を一層活用し、自主財源である市税収入を安定的に確保してまいります。

この「市税のすがた」は、市民の皆様にも市税の概要や決算状況等をわかりやすく公表することで、市税への理解を深めていただくことを目的として作成しています。

2 浜松市の税

(1) 市民税

個人市民税

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
普通徴収	101,104	104,850	△3,746	12,891,395	13,192,372	△300,977
年金特別徴収	55,488	54,503	985	2,457,394	2,432,118	25,276
給与特別徴収	288,895	286,032	2,863	48,807,036	49,995,427	△1,188,391
合 計	421,112	421,871	△759	64,155,825	65,619,917	△1,464,092

※徴収方法が重複する納税義務者もいるため、徴収区分ごとの人数の合計値と表中の合計欄の値は一致しない。

【税制改正の内容】

(1) 給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直し

フリーランス等多様な働き方に配慮する観点から、給与所得控除、公的年金等控除が見直され、基礎控除に振り替えられるなどの改正が行われた。

ア 給与所得控除の10万円引下げ及び控除額の上限の引下げ

イ 公的年金等控除の10万円引下げ及び控除額の上限の設定

ウ 基礎控除の10万円引上げ及び所得金額による逡減、消失¹

(2) 未婚のひとり親に対する控除の創設と寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親世帯に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる場合「ひとり親控除」が適用された。

寡夫控除は、上記「ひとり親控除」に変更された。また、ひとり親に該当しない寡婦には、引き続き寡婦控除が適用された（前年の合計所得金額500万円以下の場合のみ）。

【各税目の詳細】 個人市民税 市税のすがた「資料編」 P16～P22

【県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲】 市税のすがた「資料編」 P17

¹ 基礎控除の逡減、消失：合計所得金額が2,400万円を超えると、合計所得金額に応じて段階的に控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除は適用されない。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

(単位：社、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
法 人	21,901	21,780	121	7,683,002	8,535,708	△852,706

【税制改正の内容】

令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人税割の税率が9.7%から6.0%に改正された。

(2) 固定資産税

1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課される税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			課 税 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
土 地	223,302	222,012	1,290	18,648,359	18,739,817	△91,458
家 屋	248,268	247,575	693	23,909,051	25,344,398	△1,435,347
償却資産	12,239	13,386	△1,147	9,972,021	10,968,068	△996,047
国有資産等所在 市町村交付金	12	12	0	132,774	130,249	2,525
合 計	483,821	482,985	836	52,662,205	55,182,532	△2,520,327

※課税区・土地・家屋・償却資産で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

【税制改正の内容】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に係る税制上の措置（コロナ特例）

- ・令和3年度に限り、地価の上昇等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた。(土地)
- ・令和3年度に限り、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減する措置が講じられた。(家屋・償却資産)
- ・新規に設備投資を行う中小事業所等に対する固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充し、期限が延長された。(家屋・償却資産)

【各税目の詳細】	法人市民税	市税のすがた「資料編」	P16～P17、P23～P28
	固定資産税	市税のすがた「資料編」	P29～P34

(3) 軽自動車税

軽自動車等に課される税

4月1日現在の原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される「種別割」と、軽自動車の取得時に課される「環境性能割」がある。

(単位：台、千円)

区 分	課税台数			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
種別割	327,266	325,996	1,270	2,387,188	2,307,903	79,285
環境性能割	5,828	5,325	503	102,293	90,156	12,137

【税制改正の内容】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置が令和3年12月31日まで講じられた。

(4) 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税

(単位：本、千円)

区 分	売渡本数等			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
市たばこ税	737,084,334	742,794,256	△5,709,922	4,632,346	4,347,095	285,251
(臨時)市たばこ税手持品課税 ²	45,889,016	44,792,856	1,096,160	19,732	19,261	471

【税制改正の内容】

令和2年10月1日から、たばこ税の税率が(5,692円/千本)から(6,122円/千本)に、さらに令和3年10月1日からは、(6,122円/千本)から(6,552円/千本)に引上げられた。これに伴い、手持品課税を令和2年10月と令和3年10月に実施した。

【各税目の詳細】 軽自動車税 市税のすがた「資料編」 P36～P37
市たばこ税 市税のすがた「資料編」 P38～P39

² 手持品課税：たばこ税の税率が引上げられる際に、たばこの販売業者が一定数以上の製造たばこを販売のために所持している場合に、税率の引上げ分に相当する金額を課税すること。

(5) 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

(単位：トン、千円)

区 分	産 出 量			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
鉱 産 税	37,792	46,542	△8,750	27	33	△6

(6) 入湯税

鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対し課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	入湯客数			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
入 湯 税	378,110	327,242	50,868	56,716	49,086	7,630

(7) 事業所税

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税

事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
資 産 割	1,399	1,398	1	4,437,391	4,465,198	△27,807
従業者割	264	278	△14	940,286	946,424	△6,138
合 計	1,663	1,676	△13	5,377,677	5,411,622	△33,945

【各税目の詳細】 鉱産税 市税のすがた「資料編」 P38～P39

入湯税 市税のすがた「資料編」 P38～P39

事業所税 市税のすがた「資料編」 P40

(8) 都市計画税

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

街路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			課 税 額		
	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減	③ 令和3年度	④ 令和2年度	③-④ 増減
土 地	132,151	131,469	682	3,805,087	3,830,060	△24,973
家 屋	148,055	147,604	451	3,518,626	3,708,276	△189,650
合 計	280,206	279,073	1,133	7,323,713	7,538,336	△214,623

※課税区・土地・家屋で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

【税制改正の内容】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に係る税制上の措置（コロナ特例）

- ・令和3年度に限り、地価の上昇等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた。(土地)
- ・令和3年度に限り、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して事業用家屋に係る都市計画税を軽減する措置が講じられた。(家屋)

3 令和3年度市税の決算状況

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		① 令和2年度 決算額	② 令和3年度 最終予算	③ 令和3年度 決算額	④=③-① 決算 増減額	④÷① 決算 増減率	③-② 予算 増減額
市民税	個人	65,506	64,045	64,208	△1,298	△1.98	163
	法人	7,923	7,605	8,101	178	2.25	496
固定資産税		55,065	52,711	52,736	△2,329	△4.23	25
軽自動車税		2,395	2,456	2,485	90	3.76	29
市たばこ税		4,366	4,525	4,652	286	6.55	127
事業所税		5,355	5,382	5,434	79	1.48	52
都市計画税		7,522	7,317	7,333	△189	△2.51	16
入湯税・鉱産税		46	59	52	6	13.04	△7
合計		148,178	144,100	145,001	△3,177	△2.14	901

※現年課税分と滞納繰越分の合計額

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和2年度との比較》

市税収入額 1,450 億円 (令和2年度比 △32 億円)

個人市民税：642 億円

コロナ禍による給与総額の減などにより、約13億円の減

法人市民税：81 億円

法人税割税率改正(9.7%→6.0%)の影響による減があったものの、企業収益の緩やかな回復及び令和2年度徴収猶予³分の収入等により、約2億円の増

固定資産税：527 億円

評価替えによる既存家屋の減価や、コロナ特例による家屋と償却資産の減などにより、約23億円の減

【決算状況の詳細】 市税のすがた「資料編」 P8～P11

³ 徴収猶予：納税者等が災害や病気等により市税等の徴収金を納付することができないと認められるとき、1年以内の期間を限度にその徴収を猶予する制度。令和2年度は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例により、新型コロナウイルス感染症の影響で納税者等に相当な収入の減少がある場合に徴収が猶予された。

軽自動車税：25 億円

軽四輪自動車の登録台数の増（旧税率から新税率への移行を含む）などにより、約 0.9 億円の増

市たばこ税：47 億円

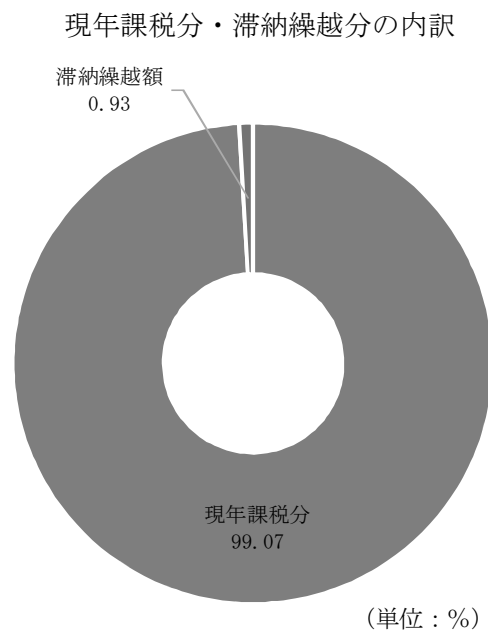
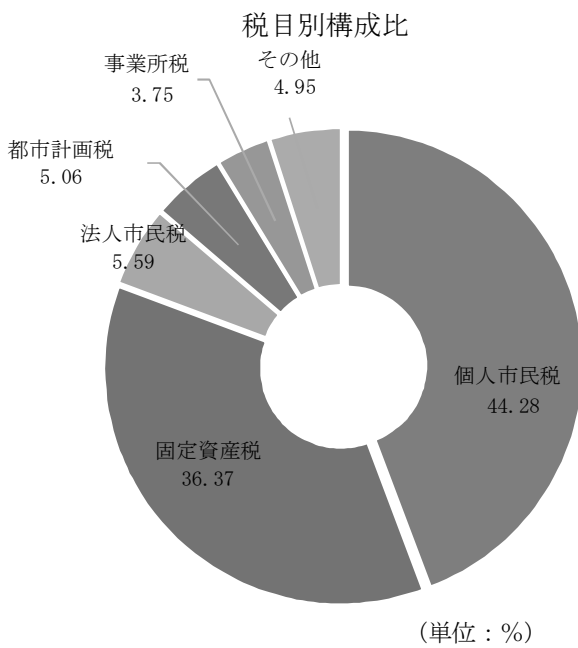
売渡本数は減少したものの税率改正により、約 3 億円の増

事業所税：54 億円

現年分収入率の回復及び令和 2 年度徴収猶予分の収入等により、約 0.8 億円の増

都市計画税：73 億円

評価替えによる既存家屋の減価及びコロナ特例による家屋の減などにより、約 2 億円の減



(2) 収入率の状況

(単位：百万円、%、ポイント)

		① 令和3年度 調定額	② 令和3年度 収入額	③=②÷① 令和3年度 収入率	④ 令和2年度 収入率	③-④ 増減
市民税	個人	64,156	63,651	99.21	99.03	0.18
	法人	7,683	7,688	100.07	92.62	7.45
固定資産税		52,662	52,469	99.63	99.42	0.21
軽自動車税		2,489	2,470	99.19	99.17	0.02
市たばこ税		4,652	4,652	100.00	100.00	0.00
事業所税		5,378	5,374	99.93	98.87	1.06
都市計画税		7,324	7,297	99.63	99.42	0.21
入湯税・鉱産税		57	51	90.67	90.06	0.61
現年課税分計		144,401	143,652	99.48	98.85	0.63
滞納繰越分		2,765	1,349	48.79	34.23	14.56
合計		147,166	145,001	98.53	97.86	0.67

※収入率は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和2年度との比較》

市税収入率（全体）：98.53%

現年課税分収入率、滞納繰越分収入率ともに上昇したことにより、前年度より0.67ポイントの増

現年課税分収入率：99.48%

クレジット、インターネットバンキング収納、共通納税システムの利用拡大に加え、電子マネー納付の導入による納期内収入率の向上等を受け、前年度より0.63ポイントの増

滞納繰越分収入率：48.79%

令和2年度の徴収猶予による滞納繰越分が着実に収入されたことで前年度より14.56ポイントの増

(3) 滞納繰越額の状況

(単位：百万円)

	① 令和3年度	② 令和2年度	①-② 増減
① 前年度末の滞納繰越額	3,032	2,333	699
② ①のうち、収入額	1,349	795	554
③ 執行停止額	211	198	13
④ 時効額	47	74	△27
⑤ 調整額（調定減）	△266	△8	△258
⑥ 新規滞納額	795	1,774	△979
⑦ 年度末滞納繰越額 ①-②-③-④+⑤+⑥	1,954	3,032	△1,078
⑧ 滞納繰越額の増減 ⑦-①	△1,078	699	△1,777

科目別内訳

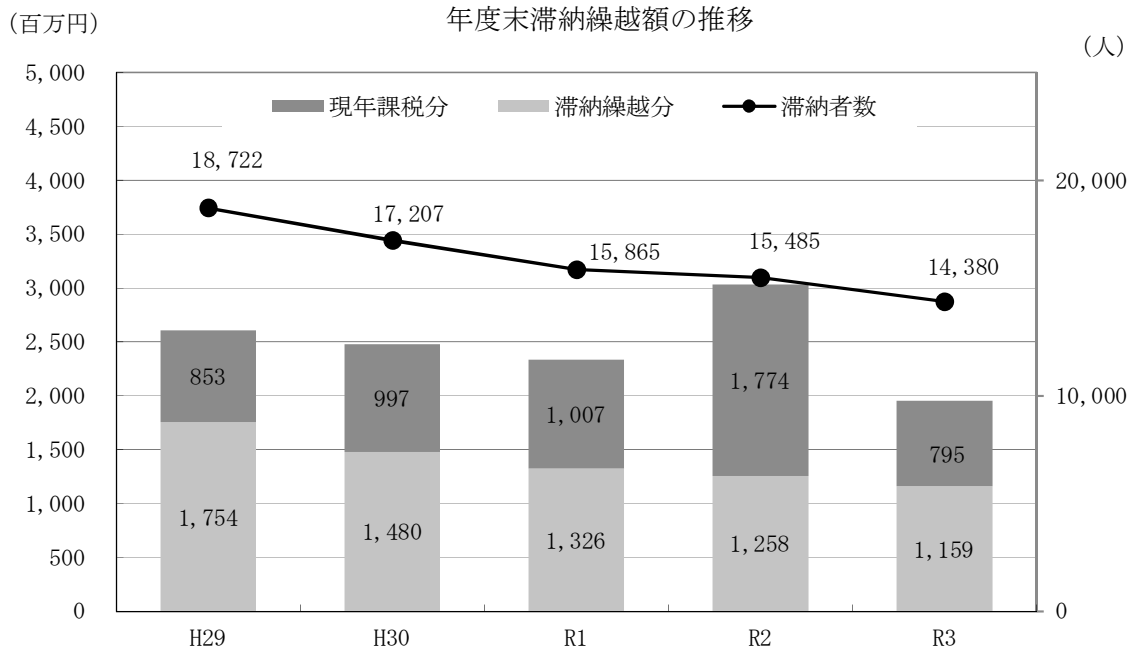
(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和2年度		①-② 増減	
	① 税額	構成比	② 税額	構成比		
市民税	個人	1,310	67.04	1,555	51.30	△245
	法人	44	2.25	697	23.00	△653
固定資産税	465	23.80	571	18.83	△106	
軽自動車税	54	2.76	62	2.05	△8	
事業所税	7	0.36	63	2.08	△56	
都市計画税	64	3.28	78	2.58	△14	
入湯税	10	0.51	5	0.16	5	
合計	1,954	100.00	3,032	100.00	△1,078	

※割合は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

(4) 滞納繰越額の推移



《令和2年度との比較》

令和3年度末滞納繰越額 20億円 (令和2年度比 △11億円)

- ・現年課税分収入率向上による新規滞納繰越の抑制に加え、令和2年度の徴収猶予による滞納繰越分が着実に収入されたことにより、前年度に比べ約11億円の減となった。
- ・年度末時点の滞納者数は、前年度に比べ1,105人減の14,380人となった。

(5) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

	① 令和3年度		② 令和2年度		①-② 増減	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
調定額 (現年課税分+滞納繰越分)	-	147,166,228	-	151,423,919	-	△4,257,691
不納欠損 ⁴ (調定額に占める割合)	15,956	264,624 (0.18%)	19,737	276,681 (0.18%)	△3,781	△12,057
消滅時効	時効完成	316 3,324	582 5,276	△266 △1,952		
	執行停止中 時効完成	3,425 44,228	5,293 68,689	△1,868 △24,461		
滞納処分の 執行停止	執行停止 3年継続	8,574 144,868	10,394 135,242	△1,820 9,626		
	即時 不納欠損	3,641 72,204	3,468 67,474	173 4,730		

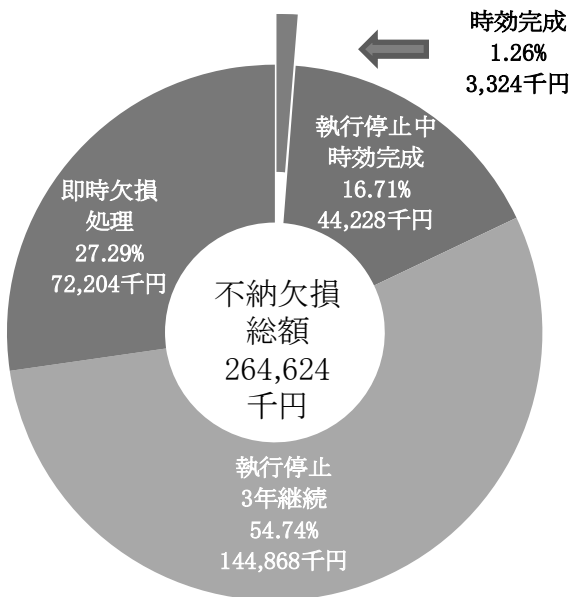
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和2年度との比較》

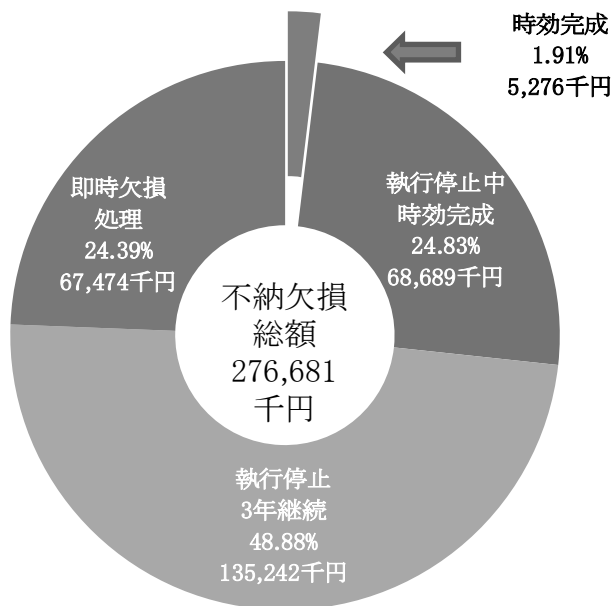
令和3年度の不納欠損額 2.6億円 (令和2年度比 △0.1億円)

- ・ 執行停止中時効完成になった割合が 8.12 ポイント減少し、執行停止が 3年継続し不納欠損となった割合が 5.86 ポイント増加した。

令和3年度 不納欠損状況



令和2年度 不納欠損状況



⁴ 不納欠損：既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。

＜参考＞ 令和4年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

		① 令和4年度 当初予算	② 令和3年度 当初予算	③=①-② 増減	③÷② 増減率	令和4年度 構成比
市民税	個人	64,085	58,692	5,393	9.19	43.62
	法人	8,444	5,710	2,734	47.88	5.75
固定資産税		54,457	50,884	3,573	7.02	37.07
軽自動車税		2,541	2,440	101	4.14	1.73
市たばこ税		4,439	4,415	24	0.54	3.02
事業所税		5,344	5,222	122	2.34	3.64
都市計画税		7,531	7,278	253	3.48	5.13
入湯税・鉱産税		59	59	0	0	0.04
合 計		146,900	134,700	12,200	9.06	100.00

※現年課税分と滞納繰越分の合計

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和3年度との比較》

市税予算総額 1,469 億円 (令和3年度当初比 +122 億円)

個人市民税

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う所得の減少が限定的であったため、令和3年度最終予算と同等と見込み約54億円の増

法人市民税

企業収益の緩やかな回復を見込み約27億円の増

固定資産税

コロナ特例の終了などにより約36億円の増

II 統計からみた浜松市の税

1 過去5年間の決算の特徴

(1) 税目別収入額の推移

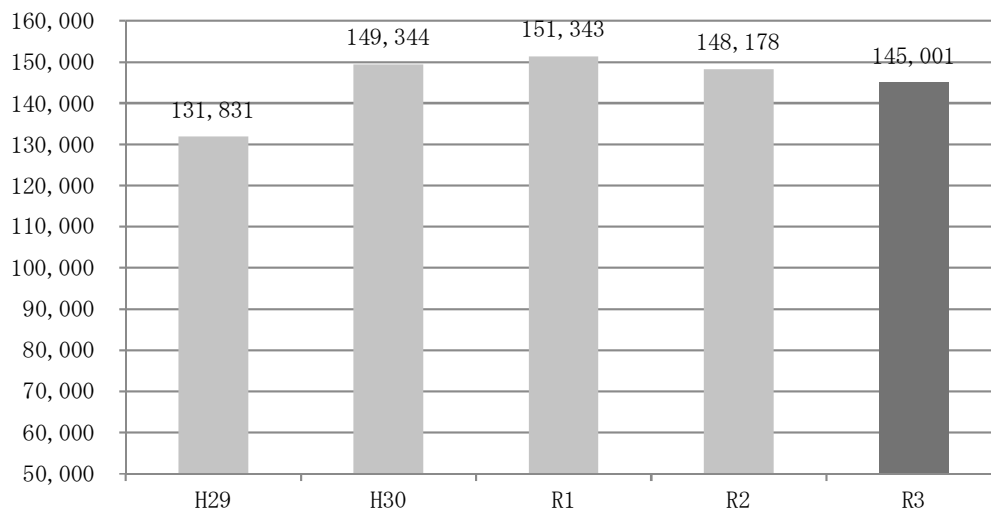
(単位：百万円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
市民税	個人	47,831	62,669	65,143	65,506	64,208
	法人	11,323	13,884	12,052	7,923	8,101
固定資産税		53,421	53,519	54,470	55,065	52,736
軽自動車税		2,041	2,140	2,242	2,395	2,485
市たばこ税		4,614	4,517	4,532	4,366	4,652
事業所税		5,067	5,150	5,330	5,355	5,434
都市計画税		7,404	7,352	7,452	7,522	7,333
その他の税		129	114	121	46	52
合 計		131,831	149,344	151,343	148,178	145,001

※現年課税分と滞納繰越分の合計

(百万円)

市税収入額の推移



平成 30 年度 (2018 年度) : 県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲による個人市民税の増や企業収益の改善による法人市民税の増により、全体では前年度に比べ約 18 億円の増となった。

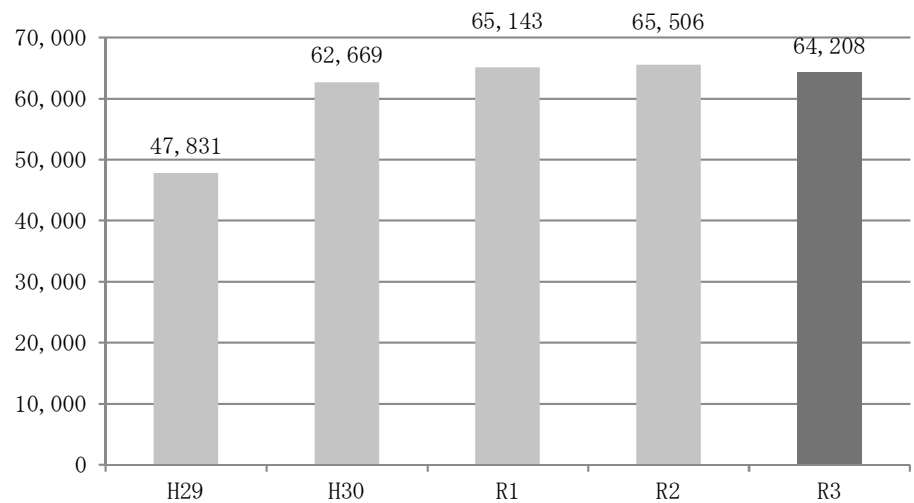
令和元年度 : 給与所得者の増による個人市民税の増や家屋の新增築及び企業の設備投資の増加による固定資産税の増により、前年度に比べ約 20 億円の増となった。

令和 2 年度 : 給与所得者の増などによる個人市民税の増や新增築による固定資産税の増があったものの、コロナ禍による経済活動の悪化及び法人税割税率改正等による法人市民税の減が多く影響し、前年度に比べ約 32 億円の減となった。

令和 3 年度 : コロナ禍による給与収入の減に伴う個人市民税の減や、評価替え及びコロナ特例による固定資産税の減により、前年度に比べ約 32 億円の減となった。

個人市民税

(百万円)



平成 30 年度 (2018 年度) : 県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、前年度に比べ約 148 億円の増となった。

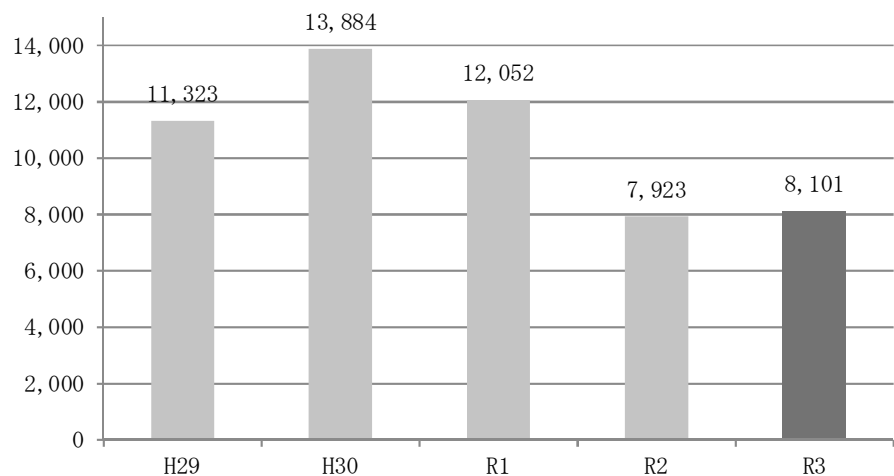
令和元年度 : 給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約 25 億円の増となった。

令和 2 年度 : 給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約 4 億円の増となった。

令和 3 年度 : コロナ禍による給与総額の減などにより、前年度に比べ約 13 億円の減となった。

法人市民税

(百万円)



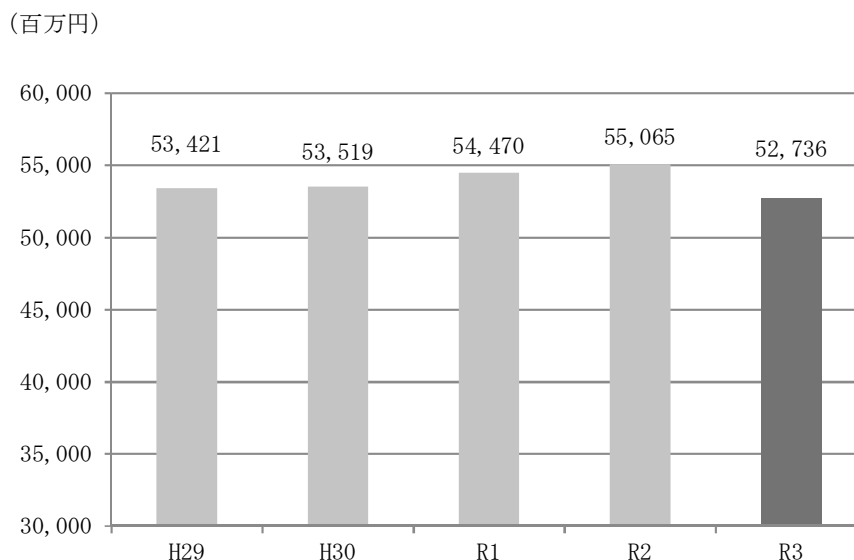
平成 30 年度 (2018 年度) : 企業収益の改善が影響し、前年度に比べ約 26 億円の増となった。

令和元年度 : 企業収益の縮小により、前年度に比べ約 18 億円の減となった。

令和 2 年度 : コロナ禍による経済活動の悪化及び法人税割税率改正 (9.7%→6.0%) 等の影響により、前年度に比べ約 41 億円の減となった。

令和 3 年度 : 法人税割税率改正の影響による減があったものの、企業収益の緩やかな回復及び令和 2 年度徴収猶予分の収入等により、前年度に比べ約 2 億円の増となった。

固定資産税



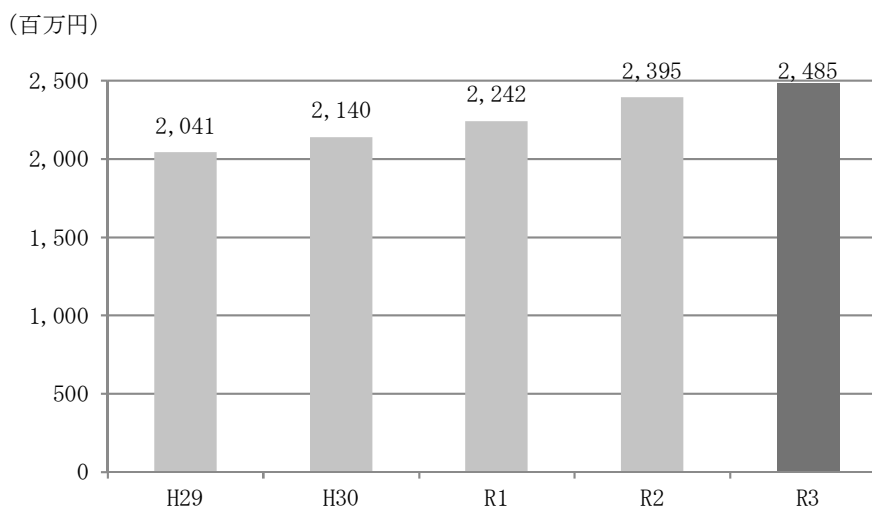
平成 30 年度 (2018 年度) : 評価替えに伴う既存家屋の経年減価による減があったものの、企業の設備投資による償却資産の増などにより、前年度に比べ約 1 億円の増となった。

令和元年度 : 家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約 10 億円の増となった。

令和 2 年度 : 家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約 6 億円の増となった。

令和 3 年度 : 評価替えによる既存家屋の減価や、コロナ特例による家屋と償却資産の減により前年度に比べ約 23 億円の減となった。

軽自動車税

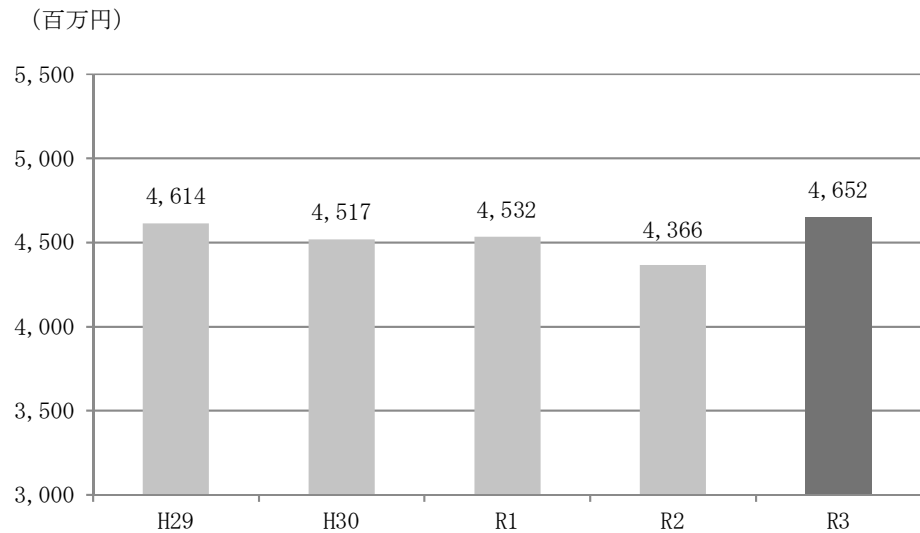


令和元年度 : 新たに環境性能割が令和元年 10 月 1 日から導入されたことなどにより、前年度に比べ約 1 億円の増となった。

令和 2 年度 : 新型コロナウイルスに係る税制上の措置として環境性能割の臨時的軽減期間が延長されたものの、環境性能割適用期間の通年化などにより、前年度に比べ約 2 億円の増となった。

令和 3 年度 : 軽四輪自動車の登録台数の増 (旧税率から新税率への移行を含む) などにより、前年度に比べ約 0.9 億円の増となった。

市たばこ税



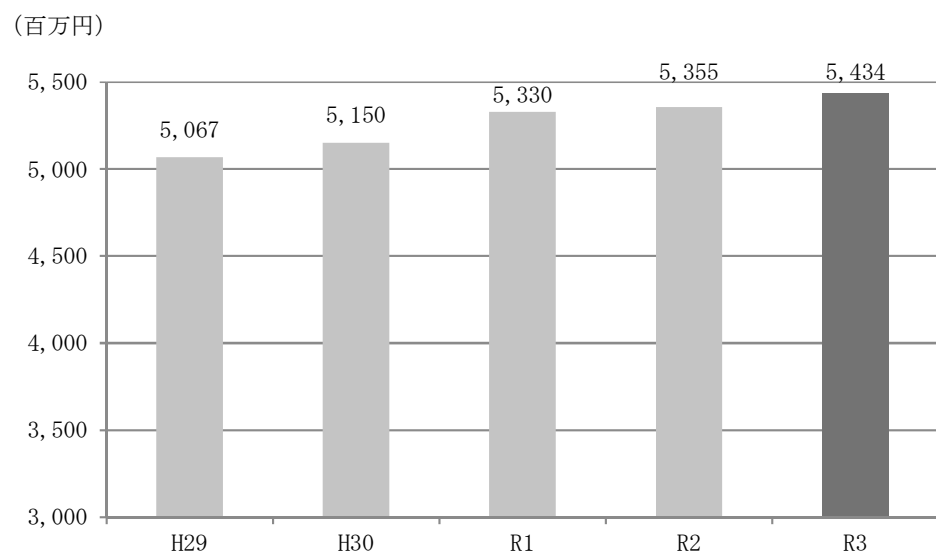
加熱式たばこの普及に伴い、紙巻たばこの販売本数は減少している。また、喫煙率の低下傾向が続いていることから、売渡本数は年々減少している。

令和元年度：税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式見直しが行われたことから、売渡本数は減少したものの、前年度に比べ約 0.1 億円の増となった。

令和 2 年度：税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式見直しが行われた一方で、売渡本数は減少し、前年度に比べ約 2 億円の減となった。

令和 3 年度：売渡本数は減少したものの税率の引上げにより、前年度に比べ約 3 億円の増となった。

事業所税



事業所税は、大きな制度改正がなく概ね同水準で推移している。

令和元年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約 2 億円の増となった。

令和 2 年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約 0.3 億円の増となった。

令和 3 年度：現年分収入率の回復及び令和 2 年度徴収猶予分の収入等により、約 0.8 億円の増となった。

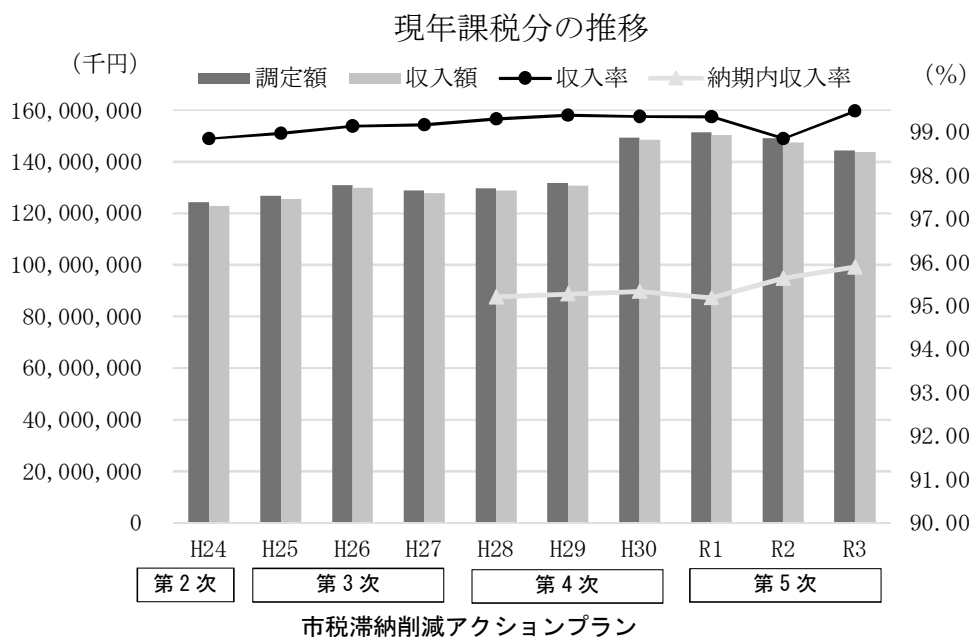
(2) 収入額、収入率の推移

現年課税分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率	納期内収入率
平成 24 年度 (2012 年度)	124,342,438	122,908,560	98.85	
平成 25 年度 (2013 年度)	126,761,932	125,451,337	98.97	
平成 26 年度 (2014 年度)	130,904,421	129,772,034	99.13	
平成 27 年度 (2015 年度)	128,965,729	127,885,679	99.16	
平成 28 年度 (2016 年度)	129,669,693	128,764,701	99.30	95.20
平成 29 年度 (2017 年度)	131,641,665	130,839,269	99.39	95.27
平成 30 年度 (2018 年度)	149,408,123	148,445,324	99.36	95.33
令和元年度 (2019 年度)	151,424,216	150,443,704	99.35	95.18
令和 2 年度 (2020 年度)	149,101,648	147,382,996	98.85	95.63
令和 3 年度 (2021 年度)	144,400,724	143,651,987	99.48	95.89

※納期内収入率は、個人市民税の納期内収入率



市税滞納削減アクションプラン（詳細 P23）の取組による徴収対策や経済情勢の好転、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、収入額は令和元年度まで増加していた。

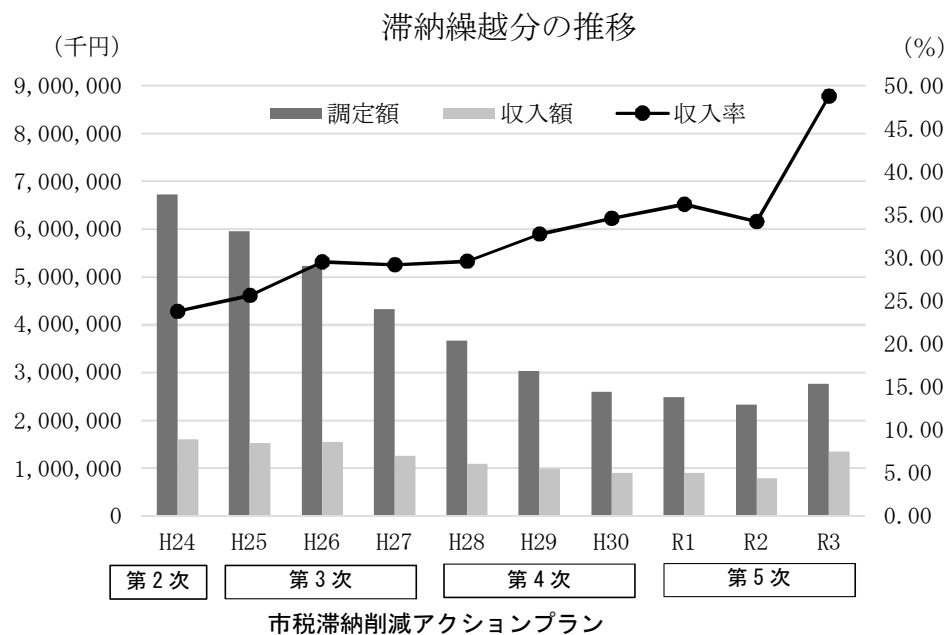
令和 2 年度は、法人市民税税率改正やコロナ禍による徴収猶予により減収に転じ、収入率も徴収猶予が大きく影響し、前年度から 0.5 ポイント減少の 98.85% となった。

令和 3 年度は、コロナ禍による個人市民税における給与収入の減、固定資産税の評価替えによる減価やコロナ特例の影響により収入額が前年度に比べ約 37 億円減の 1,437 億円となった。収入率は前年度から 0.63 ポイント増加し過去最高の 99.48% となった。

滞納繰越分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率
平成 24 年度 (2012 年度)	6,730,452	1,600,534	23.78
平成 25 年度 (2013 年度)	5,959,442	1,527,291	25.63
平成 26 年度 (2014 年度)	5,228,071	1,545,202	29.56
平成 27 年度 (2015 年度)	4,329,424	1,264,669	29.21
平成 28 年度 (2016 年度)	3,672,001	1,086,861	29.60
平成 29 年度 (2017 年度)	3,026,272	991,765	32.77
平成 30 年度 (2018 年度)	2,596,425	898,423	34.60
令和元年度 (2019 年度)	2,481,944	899,267	36.23
令和 2 年度 (2020 年度)	2,322,270	794,956	34.23
令和 3 年度 (2021 年度)	2,765,504	1,349,170	48.79



早期の徴収対策による新規滞納繰越額の抑制や差押え等を中心とした滞納整理等により、累積滞納額（滞納繰越額）は減少し、令和元年度末まで着実に減少していた。

令和 2 年度末は、コロナ禍による徴収猶予の影響により、累積滞納額が増加した。

令和 3 年度末は、現年課税分収入率の向上による新規滞納の抑制や徴収猶予分が着実に収入されたことにより減少し、累積滞納額が約 20 億円となった。

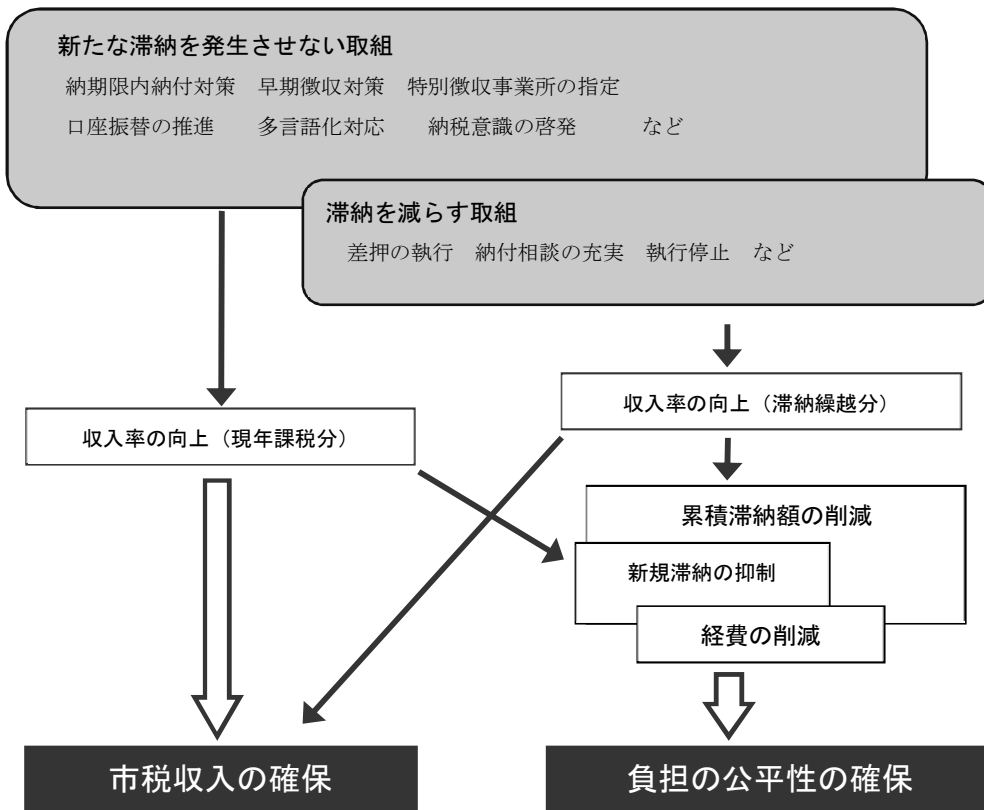
Ⅲ 持続可能で安定的な税務行政への取組

1 収入率向上への取組

市税の収入率向上・累積滞納額削減は、市税収入の確保や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。

本市では、平成19年度（2007年度）に第1次、平成22年度（2010年度）に第2次、平成25年度（2013年度）に第3次、平成28年度（2016年度）に第4次の「市税滞納削減アクションプラン」（アクションプラン）を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。

令和元年度には、第5次アクションプランを策定し、一層の収入率向上・累積滞納額削減に取り組んでいる。



【市税滞納削減アクションプラン】
 浜松市ホームページで公開している。
[くらし・手続き > 税金 > 制度の概要 > 市税滞納削減アクションプランについて](#)

2 市税滞納削減アクションプラン

第5次市税滞納削減アクションプラン概要（令和元年度～令和6年度）

1 目的

少子化による急速な人口減少と高齢化、第4次産業革命の進展、経済取引のグローバル化など、地域経済社会の大きな変化が見込まれる中であって、住民が健康で安心して生活を送るためには、地方自治体が、安定して持続可能な形で行政サービスを提供し続けることが必要である。これを実現するためには、市財政の根幹をなす市税の収入確保に向けた取組が一層重要なものとなっていく。

人口構造の変化に伴う税収構造の変化、税制の複雑化、業務の更なる効率化・高度化の要請、共生社会実現への取組、適正・公平な課税・徴収の実現を通じたSDGsの達成など、直面する諸課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい、持続可能で安定的な税務行政を構築していく必要があることを踏まえ、第5次アクションプランでは、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めていく。

2 第5次アクションプランの柱（ありたい姿）

- ・税財源の安定的な確保のため「健全財政の堅持」
- ・税財源の効率的な確保のため「生産性の向上」

3 最終目標と指標

第5次アクションプランでは、令和6年度における最終目標を設定しており、計画期間の各年度で設定する指標は、差異の原因分析や取組の見直し等のために活用する。

《目標値》

- | | |
|---------------|----------------|
| ・個人市民税の納期内収入率 | 95.63%（令和6年度） |
| ・累積滞納額 | 23億円以下（令和6年度） |
| ・現年分収入率 | 99.40%（令和3年度※） |

※現年分収入率は、税制改正に伴う税収構造の変化や景気動向による影響等により大きく変動する可能性が高いため、決算時に次年度の目標値を設定し、PDCAサイクルにより見直す。結果に関しては、毎年「市税のすがた」で評価分析を行い、その後の取組に反映していく。

3 令和3年度の取組

(1) 税収確保に向けた挑戦

現年（現年課税）分の収納対策と累積滞納額の削減対策を積極的に展開し、税収確保に向けた取組を進めた。

《現年分の収納対策（新たな滞納を発生させない取組）》

●納税者の利便性の更なる向上

▶ 納付手段の多様化

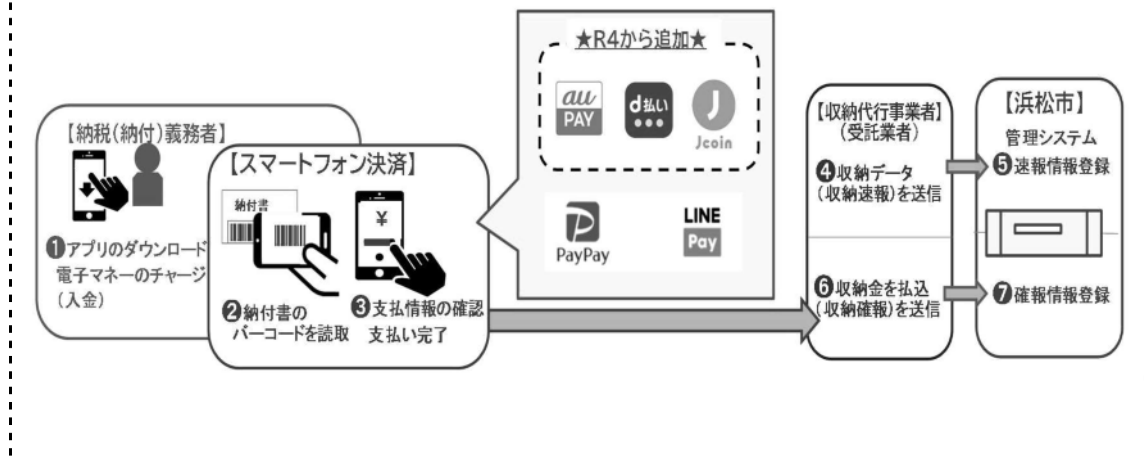
- ・電子マネー（PayPay、LINE Pay）納付の開始

令和3年度から、電子マネー（PayPay、LINE Pay）納付を開始した。

スマートフォン決済アプリを使用して、コロナ禍においても外出をすることなく、自宅等から24時間納付を可能とすることで、令和2年度に開始したクレジット納付等に続いて更なる納税者の利便性の向上、納期内収入率の向上を図った。（対応税目は市・県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））

また、令和4年度から電子マネー納付の種類（au PAY、d払い、J-Coin）を拡大するための事前準備を行った。

【スマートフォン決済の納付フロー図】



▶ 新規特別徴収事業所への制度説明と納期内納入の勧奨

➤ 口座振替の普及促進

- ・ 納税通知書にあらかじめ申込みに必要な納税者情報を記載した口座振替申込書を同封
- ・ 口座振替促進リーフレット、啓発グッズの配付
- ・ Web 口座振替受付サービスの開始

令和3年度から、一部市税納付に際し自宅やオフィスから口座振替を申し込むことができるサービスを開始した。（手続きが完了している口座振替の、金融機関の変更も可能。）

また、令和4年度からの取扱金融機関拡大に向けた準備を行った。

自宅やオフィスから簡単手続き♪ 

4月から

市税『Web口座振替受付サービス』スタート!

納付の手間や納付忘れがなく、安心便利な口座振替を利用していますか？
市税の口座振替の申し込みがパソコンやスマートフォンなどからできるようになります。

税務総務課
☎457-2261

チェック注目!!

『Web口座振替受付サービス』で口座振替の申し込みがもっとお手軽になります

24時間いつでも*



パソコンやスマートフォンなどから、いつでも申し込みができます。
※システムメンテナンス時を除く

用紙への記入・押印不要



振替依頼書への記入・押印の手間がありません。また、金融機関へ行かなくても手続きができます。

振替月の15日まで申し込み可能



当月の振替日に間に合うようになりました。

利用できる市税

- 市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）

利用できる金融機関

- 静岡銀行
- 清水銀行
- 名古屋銀行
- 浜松いわた信用金庫
- 遠州信用金庫
- スルガ銀行
- 愛知銀行
- 静岡中央銀行
- ゆうちょ銀行

利用できる人

- 個人の普通預金口座のキャッシュカードを持っている人（ゆうちょ銀行の場合は通常貯金口座）
- 電子メールアドレスを持っている人

申し込み方法

《事前準備》● 納税通知書または納付書 ● 口座番号がわかるもの（預貯金通帳など） ● キャッシュカードの暗証番号

STEP①

市HPへアクセス

準備したものを手元に、市ホームページの申込受付サイトから税目を選択

STEP②

入力

入力画面に従い、基本情報・税情報・口座情報を入力
※キャッシュカードの暗証番号の入力も必要です。

STEP③

完了!

登録完了メールの受信を確認し、申し込み完了
※納税義務者には、はがきで登録完了をお知らせします。

● 早期徴収対策

➤ 滞納早期から差押え等の法的処分を中心とした滞納整理を推進

➤ 民間委託による電話、訪問催告の推進

- ・ オペレーターや訪問催告に加え、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語の5か国語）の自動音声による納付催告
- ・ 3者通話による通訳サービスの実施（令和元年6月から）

●税務事務における多言語化など地域の実情に即した納税推進

- 浜松納税意識啓発市民会議との連携による啓発
 - ・納税啓発 Web サイト等による納税啓発
 - ・YouTube 広告、QR コード広告の掲出

納税啓発 Web サイト等による納税啓発

納税啓発 Web サイトとして新たに市民会議ホームページを立ち上げ、市民会議の概要・活動紹介、納税啓発動画の配信などを行っている。(URL:<https://hamamatsu-nouzei.com>)



また、フリーペーパーによる啓発、税に関する講演会等様々な機会を捉えた納税啓発を実施した。

納税啓発サイト



フリーペーパーによる納税啓発



(出典)「静岡新聞びふれ 2021 年(令和 3 年)11 月 11 日号」

(提供: 浜松納税意識啓発市民会議)

YouTube 広告、QR コード広告の掲出

若年層や、日本の税制度に不慣れな外国人に納税の大切さを知ってもらうため、動画投稿サイト YouTube への納税啓発動画(日本語版・ポルトガル語版)配信や、浜松駅前エリアマネジメント広告への QR コード付きポスター掲出を行った。

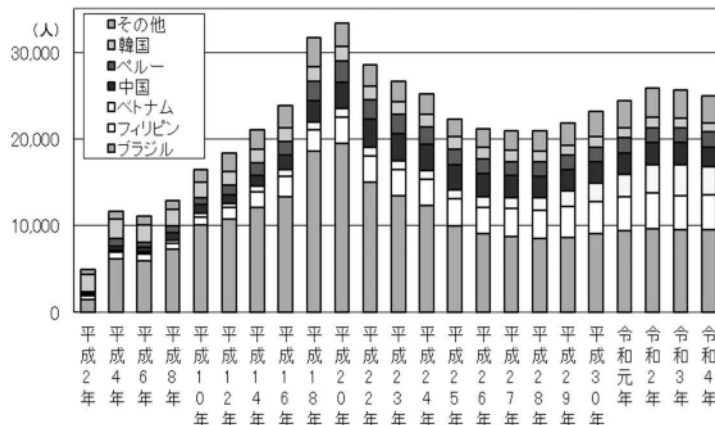


(提供: 浜松納税意識啓発市民会議)

➤ 税関係資料の多言語化

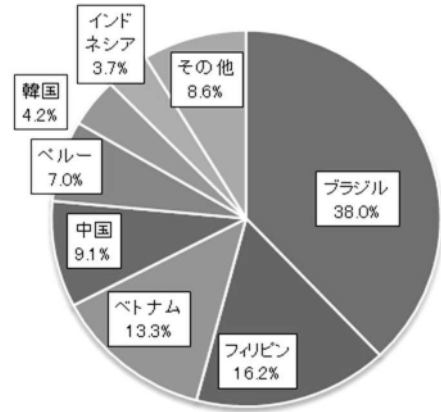
- ・ポルトガル語版「個人住民税のあらまし」の作成及び窓口への配架
- ・外国人転入者向けのウェルカムパックに、英語及びポルトガル語の個人住民税や軽自動車税の説明資料を同封
- ・多言語生活情報サイト「カナルハママツ」にて、6か国語による税金の説明を掲載
- ・納付催告書に催告内容を翻訳したホームページが表示される QR コードを掲載し、外国人の早期の納付相談を促進

＜浜松市における在留外国人数の推移＞



(各年4月1日現在)

＜国籍・地域別外国人数＞



(令和4年4月1日現在)

(出典)「2022年度(令和4年度)国際課業務概要」

《累積滞納額の削減(滞納を減らす取組)》

●滞納処分優先の整理

- 差押え等の法的処分を中心とした滞納整理の推進
 - ・差押え等法的処分による滞納整理の実施
 - ・財産調査、納税相談による納税者の徴収可否判断の効率化
 - ・「徴収不能」と判断した案件について、滞納処分の執行停止による累積滞納額の削減
- 静岡県等と連携した滞納整理の取組
 - ・静岡県個人住民税徴収対策本部会議と連携した県下一斉の取組
 - ・静岡地方税滞納整理機構との連携による滞納整理の推進

(2) 新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦

業務のスマート化をはじめ、新たな時代にふさわしい税務行政の一層の効率化・高度化を進めたほか、高い意識と専門性、企画調整能力などを有する人材の育成に取り組んだ。

《ICTの活用等による課税・徴収の効率化・高度化》

●課税業務の効率化・高度化

- ▶ 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化
 - ・特別徴収事業所の利便性向上のため、特別徴収税額の当初及び月例通知を電子送信
- ▶ 課税業務のRPA⁵化
 - ・個人市民税課税業務における公的年金情報の入力作業等のRPA化による業務効率化

●徴収業務の効率化・高度化

- ▶ BIツール⁶による効率的・効果的な滞納整理の実施
 - ・BIツールにより蓄積データを可視化し、徴収担当職員の調査や滞納整理方針決定に費やす業務を効率化、迅速化

●市民の利便性の更なる向上

- ▶ 税務手続きのデジタル化
 - ・税証明手数料キャッシュレス化

令和3年12月21日から、税証明手数料についてキャッシュレス決済を開始した。
(クレジットカード7種類、電子マネー7種類、QRコード8種類)



⁵ RPA: Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化のことで、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

⁶ BIツール: Business Intelligenceツールの略。蓄積された大量の情報を集約分析し、可視化(グラフ化)することで迅速な意思決定を補助するツール。

・浜松市地番図データのインターネット上での公開

令和3年9月1日から、地番図のインターネット公開を開始した。

土地の位置や形状を図面で確認するためには、従来は資産税課窓口に来庁して閲覧手続きをする必要があった。今回、インターネット上の「浜松市地図情報サイト」に土地の地番及び形状を表す図面データ（地番図）を掲載したことで、来庁の必要なく、いつでも無料で土地の位置や形状を確認できるようになった。また、地番や住所での検索機能や航空写真等への背景切り替え機能も備え、利便性の向上を図った。



(地番図画面)

《新時代の税務行政を担う人材の育成と柔軟な組織運営》

●プロジェクトチーム（PT）による調査・研究等

➤税務が直面する重要テーマに関するPTによる調査・研究

- ・税務事務のデジタル化、EBPM⁷手法の活用、効果的な広報、人材育成・税制度等の調査研究、大規模災害対応に関し、それぞれ若手職員を中心としたPTを設置して税務が直面する課題を研究

➤「税務職員人材育成方針」及び「税務職員人材育成計画」の策定

- ・社会環境の変化、人口減少や頻発する災害等に対応するため、税務職員のあるべき姿や到達点を明確化した「税務職員人材育成方針」及び業務ごとの必要なスキルや具体的な育成計画を定めた「税務職員人材育成計画」を策定し、計画的な人材の育成を推進

⁷ EBPM : Evidence-based Policy Making の略。根拠に基づく政策立案という意味。統計データや各種指標など客観的な根拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。

●災害時対応（家屋調査部）

➤ 災害時における迅速な生活再建支援に向けた取組

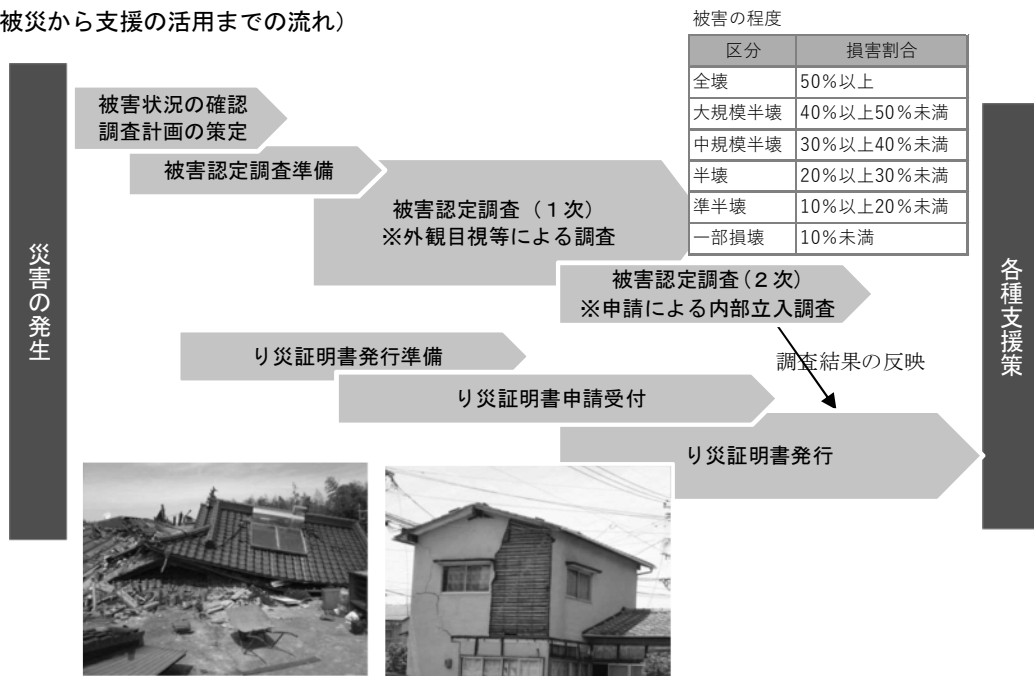
災害時における被災者支援を迅速に行うため、税務担当部局が担う住家の被災状況調査業務、り災証明発行業務などについて、過去の被災地支援の派遣経験を活かしつつ、平時からの研修・訓練・マニュアルの整備等を実施

家屋調査部の役割

大規模地震や集中豪雨等の災害により家屋が倒壊・損壊した場合は、被害状況を速やかに調査し、証明書を発行することが、被災者の生活再建の第一歩となる。

税務担当部局では家屋調査部として、住家の被災状況の調査（被害認定調査）を行い、調査結果に基づき「り災証明書」の発行を行う。

（被災から支援の活用までの流れ）



（出典）「内閣府 災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

4 令和3年度の実績

(1) 個人市民税納期内収入率

(単位：%)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
							目標
指標	-	95.38	95.43	95.48	95.53	95.58	95.63
実績	95.33	95.18	95.63	95.89	/	/	/
比較	-	△0.20pt	0.20pt	0.41pt	/	/	/

クレジットカード、インターネットバンキング納付や共通納税システムの利用拡大に加え、電子マネー納付の導入により、95.89%（対前年度比+0.26 pt）となった。

(2) 累積滞納額

(単位：億円)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
							目標
指標	-	24.5	24.2	23.9	23.6	23.3	23.0
実績	24.8	23.3	30.3	19.5	/	/	/
比較	-	△1.2	6.1	△4.4	/	/	/

令和2年度の徴収猶予による滞納繰越分が着実に収納されたことや、現年分収入率向上による新規滞納額の抑制により、19.5億円（対前年度比△10.8億円）となった。

(3) 現年分収入率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
目標	99.40	99.40
実績	98.85	99.48
比較	△0.55pt	0.08pt

納期内収入率の向上等により、目標値99.40%を0.08ポイント上回る99.48%（対前年度比0.63pt）となった。

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等が懸念されるものの、令和4年度の目標値を99.50%とし、納付手段の多様化の推進をはじめ、第5次アクションプランに基づく取組を継続する。

IV

国・県との関わり

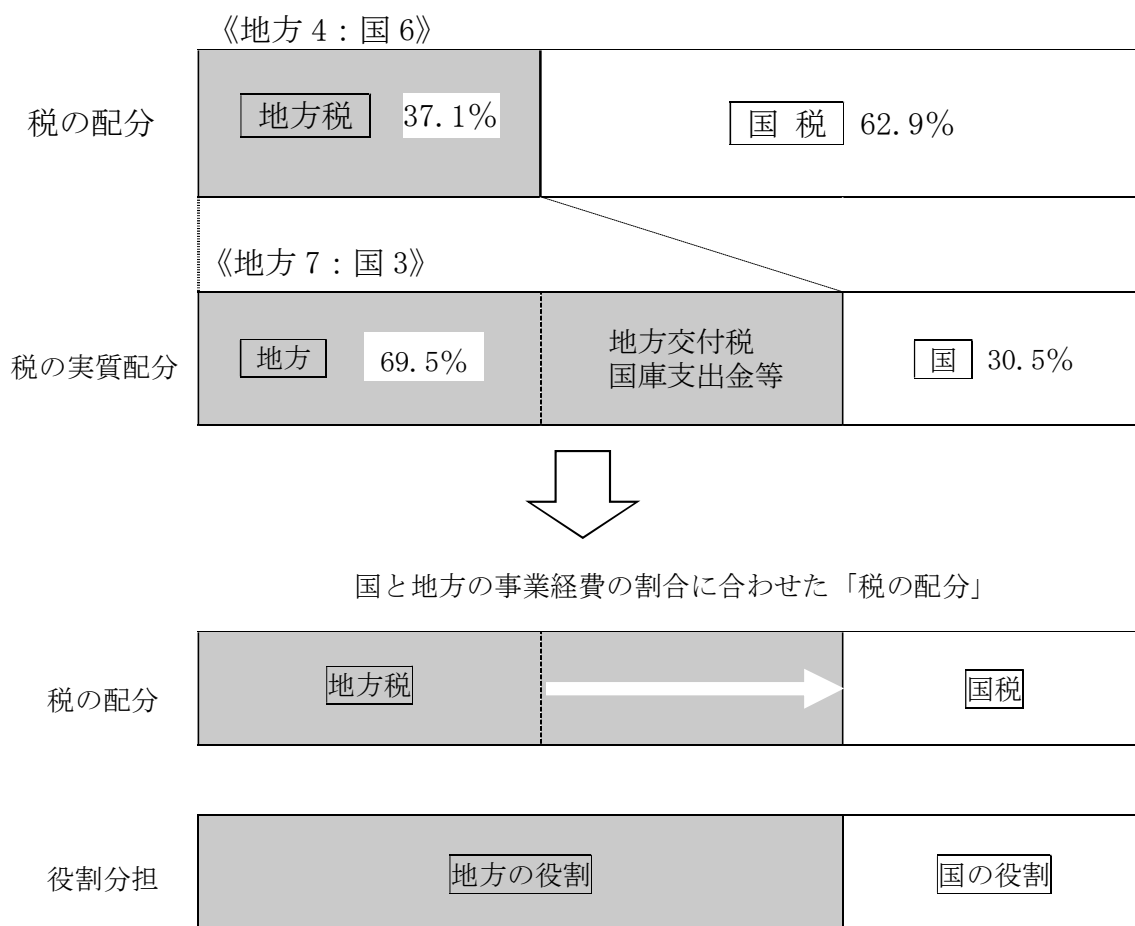
1 国と地方の税体系

令和4年度の地方と国の税配分は、地方41兆3,073億円、国70兆383億円で、地方4：国6の割合である。

一方、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などによる再配分の結果、地方77兆3,687億円、国33兆9,769億円で、地方7：国3となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会の実現のためには、国と地方の事業の実質的な「税の配分」となるように、地方税の配分割合を上げていく必要がある。

国と地方における税の配分状況（令和4年度）



(出典) 指定都市市長会「令和5年度 国の施策及び予算に関する提案」

2 市域内税収について

市域内税収とは、市域内の住民や企業が負担する全ての税金のことであり、令和2年度決算では、国・県・市あわせて本市における市域内税収は約5,260億円となっている。内訳は、国税が約2,781億円（52.88%）、県税が約997億円（18.95%）、市税が約1,482億円（28.17%）と、国税が占める割合が大きい。

本市の市域内税収（令和2年度決算）

区分	税目	市域内税収額	市への配分額	市への配分割合
国 税	所得税	954億円	1,558億円	56.0%
	法人税	510億円		
	相続税	133億円		
	消費税	903億円		
	その他の税	282億円		
	小計	2,781億円		
県 税	個人県民税	191億円	843億円	84.6%
	法人県民税	29億円		
	事業税	336億円		
	地方消費税	202億円		
	自動車税	121億円		
	その他の税	117億円		
	小計	997億円		
市 税	個人市民税	655億円	1,482億円	100.00%
	法人市民税	79億円		
	固定資産税	551億円		
	軽自動車税	24億円		
	その他の税	173億円		
	小計	1,482億円		
合計		5,260億円	3,883億円	73.8%

※国税・県税は推計値

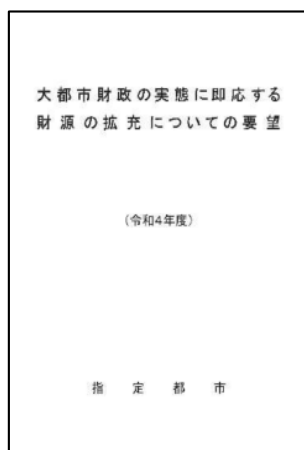
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

3 国に対する要望活動

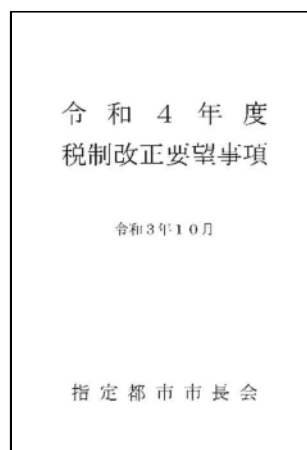
社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備等の財政需要が増加の一途をたどるなか、地方自治体は、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害への対策等を講じていくため税財源の安定的確保が不可欠である。

本市では、各指定都市、全国市長会、東海地域の各自治体等と連携を図り、真の分権型社会の実現に向け、国に対し、国・地方間の税源配分の是正や都市税源の拡充強化等の税制度の改正が行われるよう要望している。

指定都市（指定都市市長会・指定都市議長会）



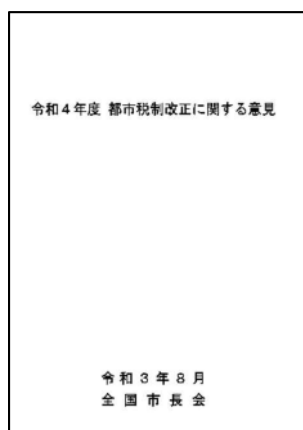
指定都市市長会



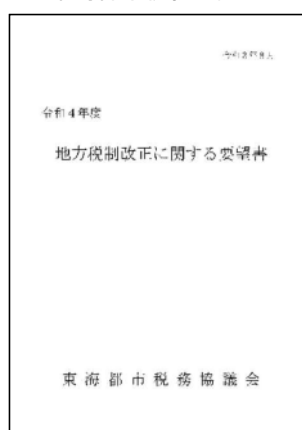
要望項目

- ・真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- ・大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- ・所得課税の充実
- ・固定資産税の安定的確保 など

全国市長会



東海都市税務協議会

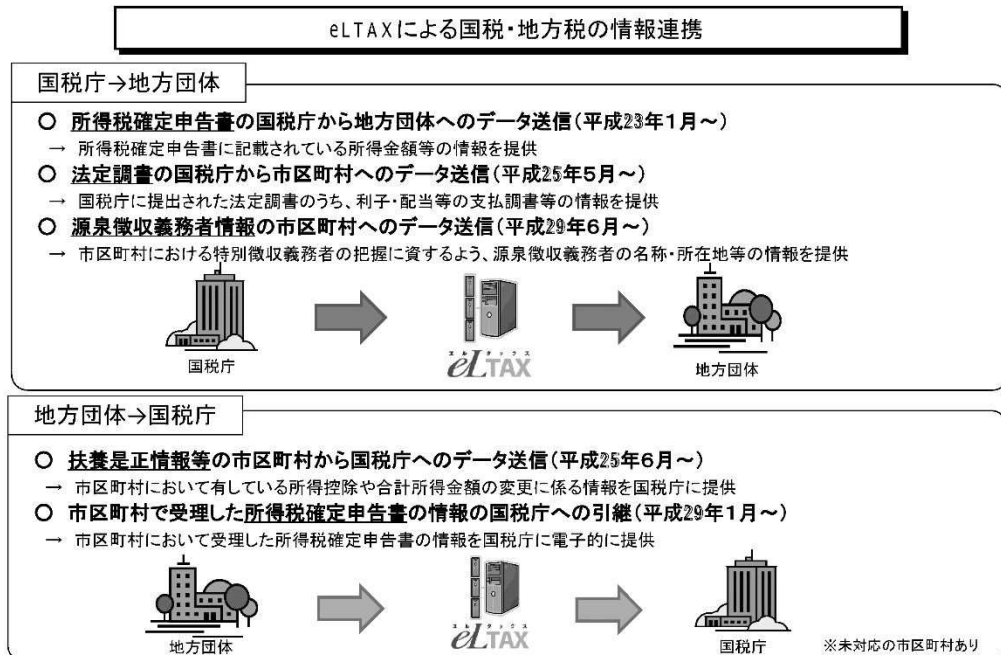


要望項目

- ・真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築
- ・自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての地方財政への配慮
- ・都市税財源の充実強化 など

4 国との連携（主な取組）

(1) eLTAXによる国税・地方税の情報連携

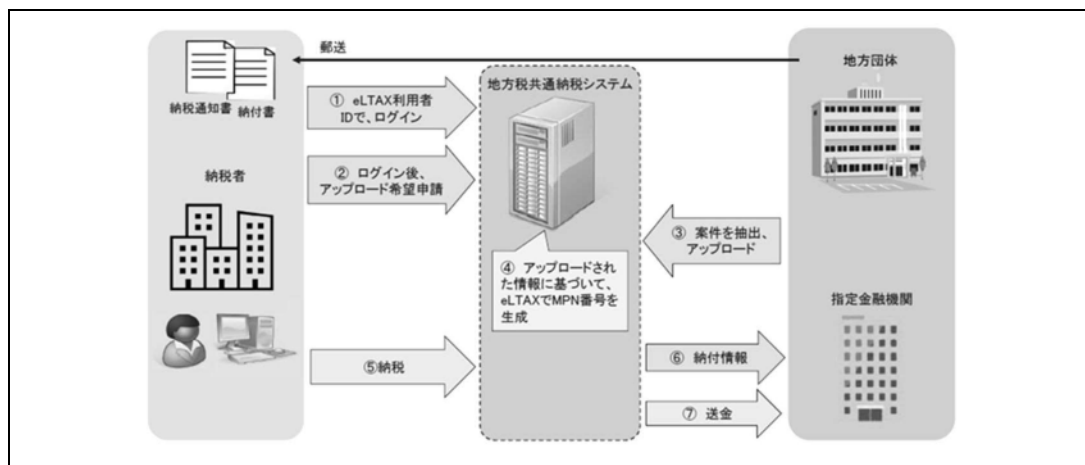


(出典)「総務省 地方財政審議会 地方税の電子化について」

(2) 地方税共通納税システムの対象税目等の拡大

令和元年10月から、eLTAXを通じて自宅やオフィスから全ての地方公共団体に一括して電子納税することができる地方税共通納税システムが開始された。⁸

令和5年度以降、対象税目の追加⁹や地方税共通のQRコード掲載、電子マネー納付への対応等の拡充がされることとなった。



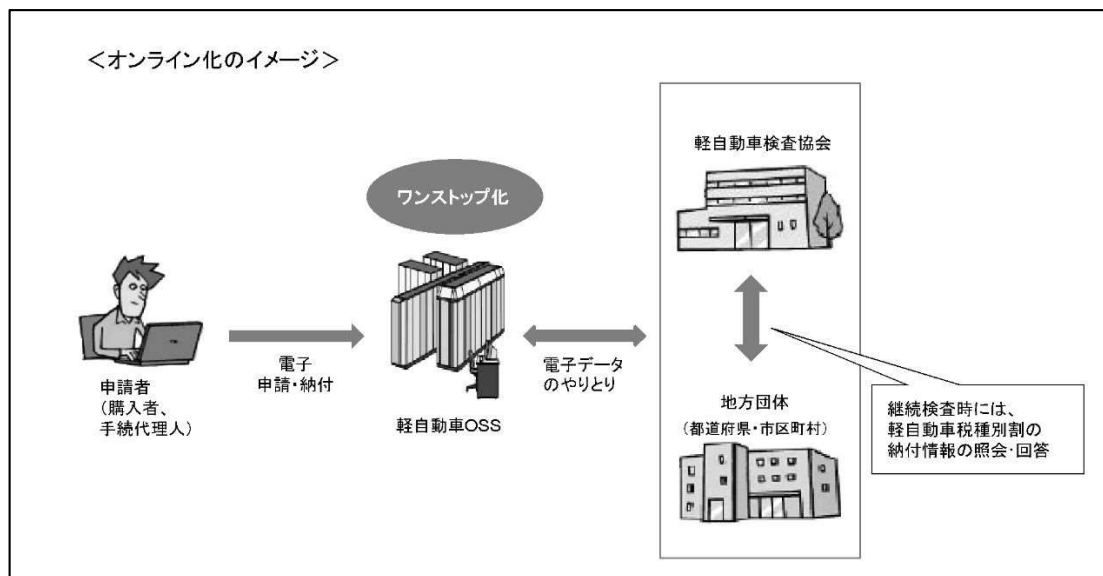
(出典)「令和2年度 地方税における電子化の推進に関する検討会」

⁸ 対象税目：個人住民税（給与特別徴収）、法人市民税、事業所税

⁹ 追加税目：固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割

(3) 軽自動車税関係手続のワンストップサービス

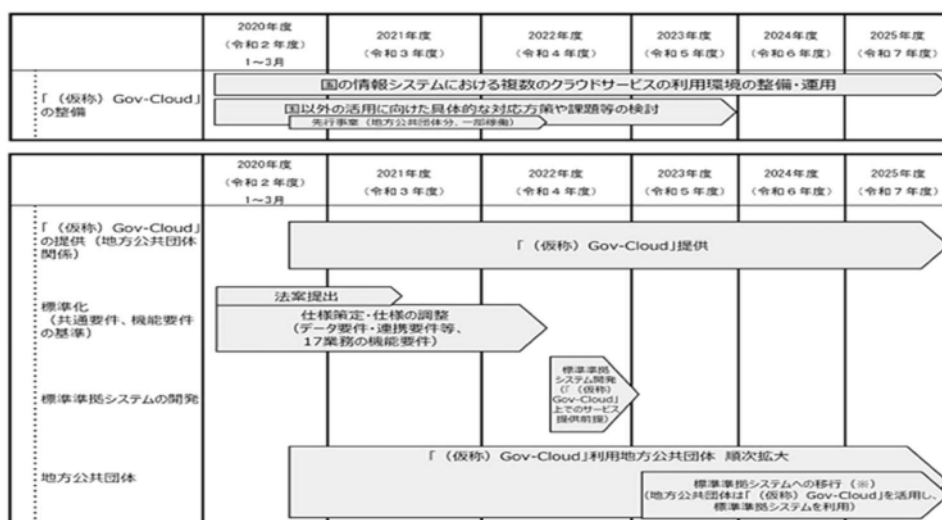
令和5年1月以降、軽自動車を保有するために必要な各種手続（申請・申告・納付）をオンラインで一括して行うことができる軽自動車税関係手続のワンストップサービス（軽自動車税OSS）が開始される¹⁰。



(出典)「総務省 地方税制参考資料」

(4) 税務システム標準化・共通化の取組

地方自治体の情報システムについては、自治体行政のデジタル化に向け、国の主導的な支援の下で標準化を進めている。本市も国、自治体、事業者による税務システム等標準化検討会の構成員として、税務システムや帳票等の標準化の具体的な検討に参加している。



(出典)「デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)」

¹⁰ 都道府県が賦課徴収する普通自動車については平成17年(2005年)12月からサービス開始

(5) 租税教室

西遠・北遠地区租税教育推進協議会の会員として、市内小学校における租税教室の実施（本市としては17回（30コマ）開催（令和3年度実績））

(6) 税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、国や県等と連携した広報の実施

- 地方税共同機構が作成した「税を考える週間」ポスターの掲出
- 市役所本庁舎1階ロビーにて「税に関する作品展」の展示（静岡県と共同実施）



（提供：地方税共同機構）

5 県との連携（主な取組）

(1) 静岡地方税滞納整理機構

・趣旨

静岡県と県内全 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として、平成 20 年度（2008 年度）に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務

税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催

申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

・徴収実績

(単位：千円)

	① 令和 3 年度 R3. 6. 1～R4. 5. 31	② 令和 2 年度 R2. 6. 1～R3. 5. 31	①－② 増減
移管金額(A)	113, 137	135, 717	△22, 580
徴収金額(B)	83, 664	70, 759	12, 905
収入率(B)÷(A)	73.9%	52.1%	21.8pt

・移管予告の効果

(単位：千円)

催告対象金額（本税）	278, 825	427 件
納付金額（延滞金含む）	60, 789	完納件数 39 件・納付約束件数 87 件

・移管の効果

(単位：千円)

機構徴収額(A)	83, 664	130 件（うち完納 58 件）
経費(B) (機構への負担金支出)	23, 739	基本負担額 (100) 処理件数割額 (14, 300) 徴収実績割額 (9, 339)
返還額(C)	0	負担金に対する執行残
効果額 (A)-(B)+(C)	59, 925	—

(2) 静岡県個人住民税徴収対策本部会議

・内容

「地域社会の会費」といわれる個人市民税・県民税の収入率向上と滞納額の削減を図り、地域の課題に応じた徴収対策を実施するため平成 30 年度（2018 年度）から、県内財務事務所単位で地区部会を設置し取組を進めている。

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3385-8458

E-mail:zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：令和 4 年 9 月